

水道管漏水調査業務仕様書

第 1 章 総則

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、守山市（以下「当市」という。）が発注する、水道管漏水調査業務（以下「漏水調査業務」という。）に適用する。
- (2) 図面および特記仕様書に記載された事項は、この本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書および図面等（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は当市と請負者との協議により決定する。

2. 成果の所有

調査に伴って得られた資料および成果は、当市の所有とする。また、調査の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により監督員が請負者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、請負者側の発議により請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 請負者は、調査を実施するにあたり、法律およびこれに関連する法令・条例・規則等ならびに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用および適用は、請負者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済制度および建設労災補償共済制度に伴う運用については、請負者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 請負者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ調査に着手すること。

① 着手届	(1 部)
② 現場代理人および主任技術者届	(〃)
③ 現場代理人および主任技術者経歴書	(〃)
④ 見積書	(〃)
⑤ 業務計画書	(〃)
⑥ 計画工程表	(〃)
⑦ 緊急連絡届	(〃)

(2)提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3)請負者は着手日から竣工日までの期間中、「調査日報」を毎週監督員に提出すること。

(4)調査が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

①完了届 (1 部)

②実施工程表 (〃)

③出来高調書 (2 部)

④調査の記録写真 (〃)

⑤完了図書一式 (〃)

⑥目的物引渡書 (1 部)

⑦請求書 (1 部)

(5)前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

6. 事故防止

(1)受注者は、漏水調査業務の施工に際して十分な配慮をし、事故防止に努めなければならない。万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員および関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

(2)前項の通報後、請負者は事故の原因、経過および被害内容を調査のうえ、その結果を書面によりただちに当市に届け出ること。

第 2 章 施工

1. 官公署への手続き

請負者は、契約締結後すみやかに関係官公署等に調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等をうけること。

2. 現場体制

(1)請負者は、契約締結後すみやかに代理人ならびに調査の技術および経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2)請負者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。

(3)請負者は、適正な調査の進捗を図るとともに、十分な調査員を配置すること。

3. 技術者

(1)本業務に従事する技術者は、漏水調査および管路診断業務に精通し、技術力ともに優秀な技術者とする。

(2)主任技術者は、水道施設管理技士 2 級以上の資格保有者でなければならない。

(3)請負者または主任技術者は、漏水調査業務が適切に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

4. 身分証明書等

- (1) 請負者は、本業務実施の前に業務に従事させる者の身分証明書の発行願いを当市に提出して、交付及び承認を受けなければならない。
- (2) 身分証明書はカラー顔写真付とし、本業務時には常に見やすいところに提示すること。
- (3) 請負者は、調査が完了した時には、遅滞なく身分証明書を当市に返納しなければならない。

5. 関係住民との協調

- (1) 請負者は、調査を実施するにあたり、関係住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 請負者は、関係住民等からの要望、もしくは関係住民等との交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意をもって対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 請負者は、いかなる理由があっても、関係住民等から報酬または手数料等を受け取ってはならない。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、請負者がその責任を負うこと。

第3章 調査工

1. 調査体制等

- (1) 調査機器は本市漏水調査業務を行える機器ならびに消耗品等を一式揃えておくこと。また、計器類は毎日点検を行い、完全に整備されたものを使用しなければならない。
- (2) 調査員は本市発行の身分書を見やすいところに提示して業務に従事すること。

2. 作業計画

配水管路図より管路情報（管種、口径、布設年度）を判断し、事前の準備を行い、本業務の施工計画を机上にて計画する。

3. 現場下見調査

監督員と打ち合わせた後に、調査地域の配管状態について現地と照合、調査を実施する。

- (1) 施設状況の確認
- (2) 給・配水管の埋設位置の確認
- (3) 弁栓類の位置や機能の点検等の確認
- (4) 音調調査及びその他の調査に障害となるような施設や雑音の有無を確認
- (5) 管種、埋設深度、地形も同時に確認
- (6) 調査対象となる水道施設全般を把握し、その結果を監督員に報告

4. 弁栓音聴調査

調査区域内の仕切弁、消火栓、空気弁等の弁栓類に対し、目視による確認作業及び音聴棒による聴音作業を行い、可視漏水及び漏水音（漏水擬似音）の有無を判別する。

- (1)綿密な調査により音聴漏れの無いように十分注意を払いながら作業を行うこと。
- (2)BOXの破損や沈下等の異常があった場合は直ちに監督員へ報告すること。
- (3)BOXの開閉作業後はBOXを簡易清掃し、ガタツキの無いようにすること。

5. 路面音聴調査

路面より伝播してきた漏水音を探知し、発見する作業であり、主として公道下の給・配水管で発生している漏水の発見を目的とする。

- (1)騒音や使用水、交通等の影響を受けにくい夜間に調査を実施する。
- (2)漏水探知器を使用して埋設管路線上を歩行し、聴音調査を行う。

6. 漏水確認調査

探知した漏水音・異常音の位置を再度調査し、漏水の有無を判別する作業で、漏水中心点の割り出しを実施する。

- (1)電気ドリル及びボーリングバーを用いて路面に20mm程度の穴を開けて音聴棒を差し込み、漏水の有無及び中心点を割り出す。
- (2)ボーリングによる確認作業が困難な場合はログ型多点相関調査等を用いて漏水の位置特定を行う。
- (3)漏水位置の確認後、路上にペイントを行い、漏水箇所を速やかに報告する。
- (4)路面上にて調査を行うため、交通状況等に十分注意すること。
- (5)必要に応じ埋設管や他企業の占有物等に損傷の無いように立会の依頼をする。

7. 報告書作成

調査により得られた各種データ（管種別漏水件数、漏水復元状況、漏水部位分類、各種撮影画像、パソコン解析データ等）を整理・分析し報告書を作成する。また、上記データを媒体に保存して提出する。

8. 調査記録写真

請負者は、次の各号に従って調査記録写真を撮影し、調査が終了したときは工種ごとに工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、監督員に提出すること。

- (1)撮影は、漏水調査業務毎の写真を、調査中の安全管理を含め、状況が把握できるように行うこと。
- (2)写真は件名、撮影場所、撮影対象、請負者名等を明記した黒板をいれて撮影すること。
- (3)一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼りあわせること。
- (4)写真は、原則としてカラー写真とする。

第4章 安全管理

1. 一般事項

請負者は公衆公害、労働災害および物件損害等の未然防止につとめ、必要な措置を十分講ずること。

2. 公衆災害防止

- (1)調査中は、常時調査現場周辺の居住者および通行人の安全ならびに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2)調査現場には、「水道管渠調査」と明記した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を施し、通行人および車両交通等の安全の確保につとめること。
- (3)調査区域内には、交通整理員を配置し、車両および歩行者の通行の誘導および整理を行うこと。
- (4)調査に伴う交通処理および保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5)前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

3. 損害賠償および補償

- (1)請負者は水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2)請負者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧および賠償の全責任を負うこと。

4. 工程管理

- (1)請負者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2)予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて調査の円滑な進行を図ること。
- (3)作業実施の都合上、履行期間に含んでいない日（祝日または休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

第5章 その他

1. 調査の完了

- (1)調査を完了し、所定の成果品が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。
- (2)調査業務の完了後において、明らかに請負者の責に伴う調査の瑕疵が発見された場合、請負者は直ちに再調査を行わなければならない。

2. 検査

- (1)請負者は、下検査および完了検査に立ち会うこと。
- (2)請負者は、検査のために必要な書類（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い提出すること。

3. その他

- (1)設計図書に、特に明示していない事項であっても、調査実施のうえで当然必要なものは、請負者の負担において処理すること。
- (2)その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。